

# しんきんインターネットバンキング（パーソナル）専用定期預金サービス利用規定

## 第1条 取引の内容

- (1) お客様ご本人名義の定期預金口座を開設することができます。  
この場合、当金庫が特に定める場合を除き、開設する口座のお取引店は代表口座のお取引店とし、お届出印は支払元口座の届出印と共通とさせていただきます。
- (2) サービス利用口座として登録のある定期預金口座（以下「定期登録口座」といいます）に、当金庫所定の定期預金商品につき預入することができます。
- (3) 定期預金取引における預金の引落通知および定期預金通帳の発行は省略させていただきます。

## 第2条 適用金利

定期預金の新規受付等における適用金利については、受付時点ではなく、取引の実行日における当金庫が定める金利を適用します。

## 第3条 定期預金の解約

- (1) 本サービスの定期預金の解約は、お取引店の窓口でのみお取扱いいたします。  
その場合、当金庫所定の払戻請求書に支払元口座の印章により記名押印して提出してください。
- (2) 定期預金の解約について、当金庫は原則として満期日以降（据置定期預金の据置期間経過後の場合も含みます）に各定期預金規定に従って受付けます。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前（据置定期預金の据置期間経過前の場合も含みます）の定期預金の解約の依頼に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。また、この場合、当金庫の定める一定限度額までの取扱いとします。
- (4) 前二号の解約の場合の元金・利息は、お客さまがご依頼時に指定された入金指定口座に入金するものとします。なお、元金と利息の入金指定口座は同一とします。

## 第4条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

## 第5条 規定等の準用

本規定に別段の定めのない事項については、しんきんインターネットバンキングサービス利用規定、定期預金規定および各預金規定により取扱います。

## 第6条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上